

令和 7 年度
神山森林公園魅力創出計画策定事業委託業務
仕様書

令和 7 年 1 0 月
徳島県農林水産部林業振興課

第1 目的

徳島県立神山森林公園（以下「神山森林公園」という。）は、開園から35年が経過し、施設の老朽化が見られる中、県では、当公園施設のリフレッシュを進めるため、長年の使用による劣化だけでなく、現在の安全基準を満たしていないなど利用上の重要な問題を抱えるフィールドアスレチック等の遊具を解体撤去することとしている。

そこで、本業務では、開園40周年に向けて、今後整備する新たな遊具等について基本構想となる「神山森林公園魅力創出計画」（以下「計画」という。）を策定する。

本仕様書は、徳島県（以下「甲」という。）が令和7年度神山森林公園魅力創出計画策定事業委託業務を受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、必要な事項を定めたものである。

第2 本業務における対象施設

1 概要

- (1) 施設名 徳島県立神山森林公園
「ターザンの森」「マンマローザ広場」「木馬の広場」「森の運動場」
- (2) 住 所 徳島県名西郡神山町阿野字大地459-1ほか
- (3) 面 積 全体281ha（うち大地地区68ha）
※別紙1のとおり
- (4) 設置年 平成元年7月29日
- (5) その他 当公園は指定管理者制度により運営しており、指定管理者は徳島中央森林組合となっている。

2 利用計画

対象施設において、当計画をもとに新たな遊具等の設置に向けて次年度以降、設計及び施工を進め、完成次第供用を開始するものとする。なお、既存の遊具等は、原則、順次解体撤去するものとする。

第3 委託業務の内容

1 計画の概要

計画の策定にあたっては、下記項目の内容を必須とし、その他項目の追加は自由とする。

- (1) 目的及びコンセプト
- (2) 神山森林公園における遊具等の現状と課題
- (3) 新たな遊具等の概要及び概算事業費の算出
- (4) 整備後のイメージ図（各対象施設毎）

2 検討内容

計画の策定にあたっては、（１）～（５）について検討を行うものとする。

（１）森林レクリエーションに関すること

- ・体を動かしながら森林・林業について興味を持ち、学べる仕掛けを設けること。

（２）利用者のニーズに関すること

- ・都市公園では見られないような、木の良さを体感できるものとする。
- ・幅広い年代の利用が見込まれること。

（３）緑化に関すること

- ・植栽をする場合は、地域本来の植生を活かした景観とし、樹種の特徴について学べる仕掛けを設けること。

（４）安全性に関すること

- ・利用者の安全性が確保された構造とすること。
- ・維持管理及び更新がしやすい構造とすること。
- ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準拠すること。
- ・周囲の地形や環境に配慮すること。

（５）魅力向上に関すること

- ・随所に園内の景観を活かしつつ、新たな公園のシンボルとなるような遊具等を創出すること。
- ・外観、機能とも県産材の魅力を備えていること。
- ・徳島らしさの要素を盛り込むこと。

第４ その他

1 共通事項

関係法令による手続き等は、乙が行うものとし、これに係る経費は参考見積書に含めるものとする。

2 提出書類

委託業務の完了後は、速やかに委託業務完了報告書を提出すること。なお、委託業務完了報告書には、次の成果物等を添えること。

（１）徳島県立神山森林公園魅力創出計画（電子データ含む）

（２）その他業務の実施内容がわかる資料

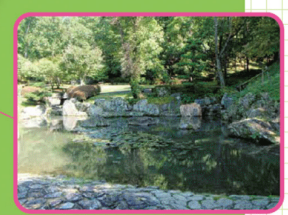
3 疑義等

仕様書の内容について疑義等が生じた場合は、甲の指示を仰ぎ、甲と乙との協議によって解決すること。解決までの経緯は乙が書面に記録し甲に提出すること。

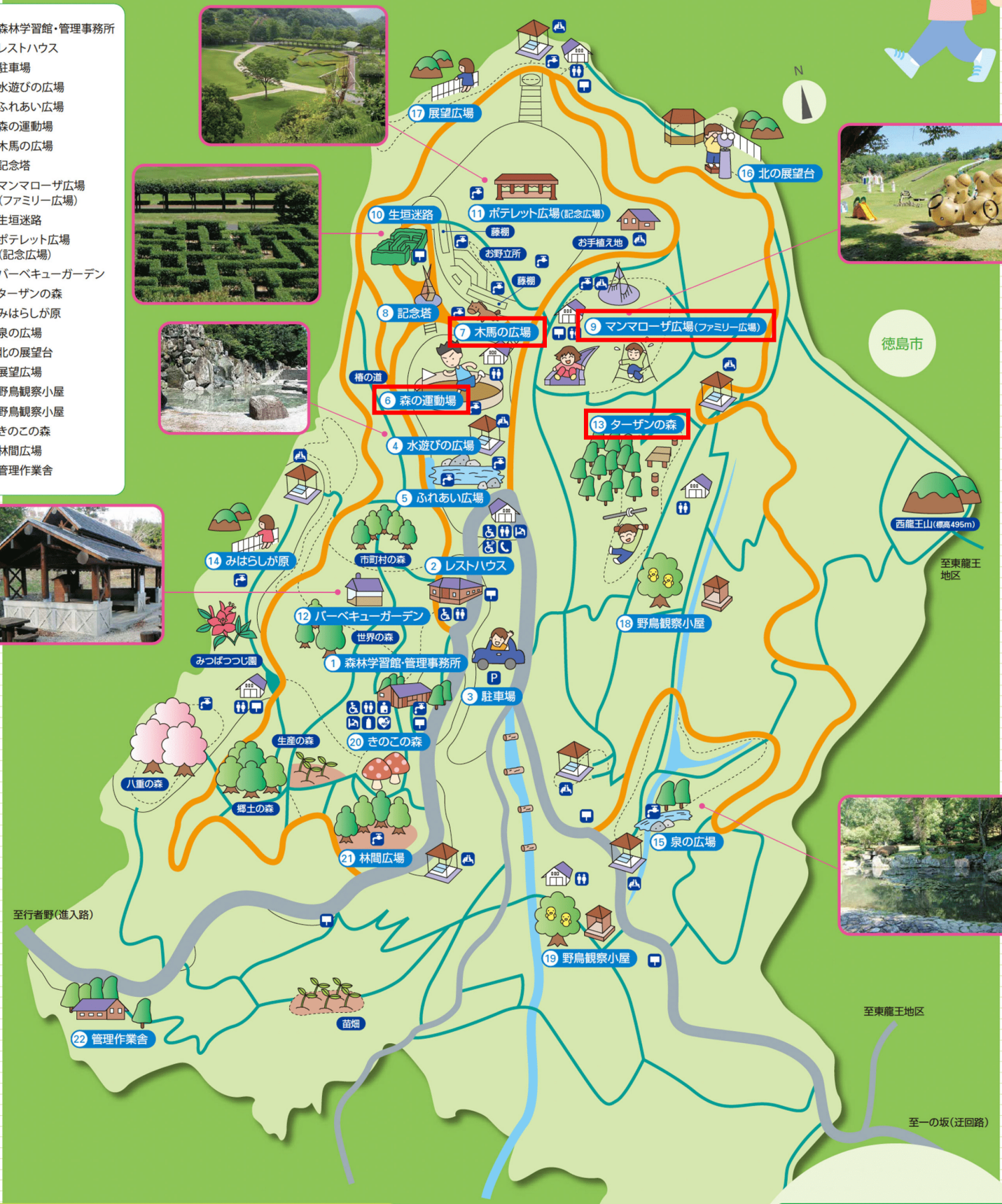


神山森林公園イルローザの森(大地地区)案内図

別紙 1



- ① 森林学習館・管理事務所
- ② レストハウス
- ③ 駐車場
- ④ 水遊びの広場
- ⑤ ふれあい広場
- ⑥ 森の運動場
- ⑦ 木馬の広場
- ⑧ 記念塔
- ⑨ マンマローザ広場(ファミリー広場)
- ⑩ 生垣迷路
- ⑪ ポテレット広場(記念広場)
- ⑫ パーベキューガーデン
- ⑬ ターザンの森
- ⑭ みはらしが原
- ⑮ 泉の広場
- ⑯ 展望広場
- ⑰ 野鳥観察小屋
- ⑱ 野鳥観察小屋
- ⑳ きこの森
- ㉑ 林間広場
- ㉒ 管理作業舎



森林公園はみなさんのものです。

決まりを守り、いつもきれいな楽しい公園にしましょう。

- ① 空き缶、ゴミ等は1人1人が責任をもって持ち帰りましょう。
- ② 灰皿のある場所以外ではタバコはやめましょう。
- ③ 木の枝を折ったり、草花を取ったりするのはやめましょう。
- ④ 犬の散歩は必ずリードを付けましょう。
- ⑤ 駐車場では樹木保護のために、必ずアイドリングストップをしましょう。
- ⑥ パーベキューガーデン以外でのバーベキュー、焚き火はできません。



記号

- | | |
|-------------|--------|
| トイレ | 授乳室 |
| 身障者用トイレ | ベビーシート |
| オストメイト対応トイレ | 休憩所 |
| 水道 | 案内板 |
| P 駐車場 | AED |
| 身障者用駐車場 | 車道 |
| 公衆電話 | 管理道路 |
| | 歩道 |